

2012年度自治体キャラバン行動・要望書についての回答 河南町

1. 国民健康保険について

1. 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げることに。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

(保険年金課)

一般会計繰入金については、法定繰入の他、5百万円の定額繰り入れを行っています。保険料は、医療費の動向を見極めながら、適正な賦課に努めているところですが、納付が厳しいという方については、分割納付など相談に応じています。保険料の減免については、国からの通知も踏まえ、他市町村等の状況を勘案の上、引き続き研究していくことも必要と考えています。

また、一部負担金の減免等については、平成24年4月から取扱要綱を定めて施行しており、広報紙により住民の皆様にも周知しています。

なお、内容は国基準に沿ったものとしています。

2. 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

(保険年金課)

資格証明書については、現在のところ交付はありません。短期保険証については、滞納者に対しできるだけ納付相談の機会を設け、より正確に生活状況等を把握できるよう努めつつ交付しています。

なお、短期証世帯である高校生世代までのこどもに対しては、1年間の保険証を交付しています。

3. 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがなくかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

(保険年金課)

差押については、誓約不履行や再三の催告にも応答がないなど納付の意思が見られない者に対し、財産調査等を行っており、滞納者とは、できるだけ納付相談の機会を設け、生活状況等に正確に聞き取りするなど適正に対応しています。生活保護受給者に対しては滞納処分の執行停止を行うべく事務を進めています。

4. 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合は多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられるよう「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(保険年金課)

本町の場合、保険年金課と生活保護担当課とは隣接(横)しており、常に生活相談に応じられる体制

です。被保険者の生活実態の把握に努め、適切な対応を行っていききたいと考えています。

5. 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免制度により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

(保険年金課)

国保の広域化により、町及び被保険者の負担増とならないよう、国・府に働きかけていききたいと考えています。

6. 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開すること。

(保険年金課)

運営協議会は、河南町審議会等の傍聴に関する取扱要領に基づき公開しており、傍聴することができます。また、議事録公開については、審議の内容などを考慮のうえ検討したいと考えています。

2. 健診について

1. 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

(健康づくり推進課)

平成20年度の制度改正から国基準の特定健診のみでなく、追加健診として総コレステロール、尿酸、クレアチニンなどや貧血検査などの血液検査や、希望者には心電図、眼底検査を無料で実施しています。

2. がん健診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(健康づくり推進課)

集団健診では特定健診とがん検診を同時実施しており、医療機関健診では肝炎ウイルス検査を同時実施し、一部の医療機関では子宮・乳がん検診を同時に実施しています。また、費用については受益者負担の観点から一部のがん検診などについて費用負担をいただいています。

3. 人間ドック助成も行うこと。

(保険年金課)

人間ドックについては、指定の実施機関で受診される場合には、一般総合健診・婦人総合健診・脳総合健診に対して、半額助成を実施しています。

3. 介護保険・高齢者施策について

- 1 国や府の圧力に屈せず、一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。特に低所得者の介護保険料は、国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

(高齢障がい福祉課)

介護保険法により、一般会計が負担する繰入額は定められています。また、減免制度については、被

保険者の公平性を考慮し、制度上、減免した分は、保険料の上昇にはねかえってきますので、慎重に対応すべきと考えています。

なお、国庫負担による低所得者の保険料・利用者負担の軽減制度の創設等については、引き続き国に対して、町村長会等を通じて働きかけていきます。

1 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(高齢障がい福祉課)

平成 21～23 年度の計画期間であった第 4 期町介護保険事業計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備に取り組み、平成 24 年 4 月に開設したところです。

2 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は、今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

(高齢障がい福祉課)

介護予防生活支援総合事業の導入は、現在のところ未定です。高齢者施策については、対象者がいきいきと暮らせるよう、老人クラブ活動助成や文化活動等への支援を行うとともに、在宅給食サービス、緊急通報装置の貸与など、高齢者が安心して生活できるよう努めています。

3 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減措置を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については、独自の助成を行い、利用者負担の軽減を行うこと。

(高齢障がい福祉課)

利用料の軽減制度については国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き町村長会等を通じて国へ働きかけていきたいと考えています

4 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(高齢障がい福祉課)

本町では、大阪府の「訪問介護に関する Q & A」を基本としており、町独自のローカルルールはありません。また、サービスの内容については、個々の状況に応じて対応しています

5 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては、国の Q & A や川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし、独自に通知を発出すること。

(高齢障がい福祉課)

町内に訪問介護事業所は 3 ヶ所ありますが、介護報酬改定によるサービスの区分の見直しについては、直接指導しています。

6 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

(高齢障がい福祉課)

関係課において情報を共有するとともに、地域包括支援センターを中心として、関係団体とも連携を図るなど取り組みに努めています。

4. 生活保護について

- ①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。
- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を配布ください）。
- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。
- ④ 通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤ 「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。
- ⑥ 自動車がない生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

(高齢障がい福祉課)

生活保護については、富田林子ども家庭センターが事務を行っていますが、本町へ相談に来られた場合については、早期に対応できるよう同センターとの連絡調整に努めています。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- 1 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

(こども1ばん課)

平成23年4月1日より子ども医療費助成は、入院・通院を小学校修了時まで及び入院を中学生修了時まで拡充しました。助成に対しての所得制限はありません。無料化については、府内、近隣の動向を見ながら検討していきます。

- 2 全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

(健康づくり推進課)

平成23年度は14回 51,200円の助成でしたが、平成24年度は南河内郡の医療機関の健診費用を参考に14回92,100円に増額し助成しています。今後も積極的な妊婦健康診査の受診を促すことにより、母体や胎児の健康を確保し、安全・安心な出産の確保を図るよう努めます。

- 3 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

(教育課)

第1点目については、本町では、世帯の総所得額から社会保険料等を控除した額でみています。

第2点目については、本町では従来からご要望のとおり実施しています。さらに、手続きが遅れた場合でも、経済的困窮の状況等によっては遡及認定を行うなどの配慮も行っています。

第3点目については、6月に入って所得証明が入手でき次第、認定事務にとりかかり、毎年7月初旬には第1回の給付を行うこととしています。

4 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料実施していない自治体においてはただちに無料制度とすること。

（健康づくり推進課）

任意接種の子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては平成23年2月から全額助成をしており、無料で接種となっています。今後、法改正により混乱なく定期の予防接種へ移行できるよう医療機関とも連携を取り、住民の皆様への周知を図っていきます。

5 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

（環境・まちづくり推進課）

本町は、保育の充実や医療費助成など、様々な子育て支援策の充実に取り組んでいます。ご要望の家賃補助については、対象となる世帯者向け賃貸住宅の立地が少ないことから、現在のところ制度化の予定はありません。他の子育て支援策を引き続き推進していきたいと考えています。